# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年11月13日 |
| 【中間会計期間】 | 第16期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日） |
| 【会社名】 | JALCOホールディングス株式会社 |
| 【英訳名】 | JALCO Holdings Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　田辺　順一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋二丁目16番11号 |
| 【電話番号】 | 03－3274－5240 |
| 【事務連絡者氏名】 | 管理本部長　櫻井　義郎 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋二丁目16番11号 |
| 【電話番号】 | 03－3274－5240 |
| 【事務連絡者氏名】 | 管理本部長　櫻井　義郎 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

# 第一部 【企業情報】

## 第１ 【企業の概況】

### １ 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第15期<br>中間連結会計期間 | 第16期<br>中間連結会計期間 | 第15期 |
|---|---|---|---|---|
| 会計期間 | | 自　2025年４月１日<br>至　2025年９月30日 | 自　2026年４月１日<br>至　2026年９月30日 | 自　2025年４月１日<br>至　2026年３月31日 |
| 売上高 | （千円） | 5,445,593 | 3,003,523 | 16,995,997 |
| 経常利益又は経常損失（△） | （千円） | 290,195 | △240,265 | 2,354,163 |
| 親会社株主に帰属する中間（当期）純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△） | （千円） | 278,735 | △254,542 | 1,800,700 |
| 中間包括利益又は包括利益 | （千円） | 297,372 | △250,116 | 1,819,784 |
| 純資産額 | （千円） | 17,354,433 | 16,713,534 | 18,953,870 |
| 総資産額 | （千円） | 79,052,350 | 102,003,657 | 91,699,806 |
| １株当たり中間（当期）純利益又は１株当たり中間純損失（△） | （円） | 2.53 | △2.30 | 16.31 |
| 潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益 | （円） | ― | ― | ― |
| 自己資本比率 | （%） | 21.9 | 16.3 | 20.6 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | （千円） | 1,625,523 | △2,134,145 | 8,590,289 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | （千円） | △3,207,082 | △9,817,458 | △15,870,740 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | （千円） | 988,180 | 10,184,821 | 10,415,927 |
| 現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 | （千円） | 2,589,588 | 4,551,661 | 6,318,444 |

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．第15期中間連結会計期間及び第15期の潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。第16期中間連結会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

### ２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

なお、当中間連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第４　経理の状況　１中間連結財務諸表　注記事項（セグメント情報等）　セグメント情報」の「２．報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

# 第２ 【事業の状況】

## １ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

## ２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当連結グループが判断したものであります。

（１）経営成績の状況

当中間連結会計期間における当社グループの業績は、前連結会計年度にアミューズメント施設４物件の賃貸用不動産を取得し、当中間連結会計期間においてアミューズメント施設10物件（借地権のみ取得した１物件を含む)を取得したものの、支払利息等が増加したことなどにより、売上高30億３百万円（前年同期比44.8%減）、EBITDA18億86百万円（前年同期比1.0%増）、営業利益11億76百万円（前年同期比8.4%減）、経常損失２億40百万円（前年同期は経常利益２億90百万円）、親会社株主に帰属する中間純損失２億54百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純利益２億78百万円）となりました。

報告セグメントの業績は次のとおりであります。
なお、当中間連結会計期間から一部報告セグメントを変更しております。変更の内容については、「第４　経理の状況　１中間連結財務諸表　注記事項（セグメント情報等）　セグメント情報」の「２．報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

（貸金事業）

当事業部門におきましては、通常の貸付及びソーシャルレンディング事業を通じて、貸付先又は対象案件の信用力、収益性、担保価値及び回収可能性等を慎重に検討し、既存貸付金の回収を進める一方、収益性及び担保価値が見込まれる案件に対して新規貸付を実行いたしました。

その結果、当中間連結会計期間において営業貸付金は、新規貸付15億97百万円、回収24億３百万円により24億32百万円（前期末比24.9%減）となりました。当事業部門における売上高は１億35百万円（前年同期比31.3%増）、セグメント利益は72百万円（前年同期比60.1%増）という結果となりました。

（不動産事業）

当事業部門におきましては、アミューズメント施設を中心とする賃貸用不動産について、既存保有物件の安定運用を継続するとともに、長期・安定的な賃料収入が見込まれる物件の取得を進めました。

その結果、既存の賃貸用不動産からの賃料収入に加え、前連結会計年度及び当中間連結会計期間に取得した賃貸用不動産が収益に寄与し、当事業部門における売上高は28億47百万円（前年同期比46.7%減）、セグメント利益は２億27百万円（前年同期比66.9%減）となりました。

（M&Aコンサルティング事業）

当事業部門におきましては、これまでの不動産オフバランスニーズへの単独対応に加え、不動産と営業権の両方の売却を希望するアミューズメント企業のニーズの増加もある中で、当社グループは買い手として不動産オーナーという形でリスクを取り、売り手にコミットする形でM&A案件を組成、仲介するという新しい形態のM&Aコンサルティング事業を行っております。

当中間連結会計期間においては、当該事業における売上高の計上はありませんでした。

（エネルギー事業）

当事業部門におきましては、卸電力市場、需給調整市場及び容量市場等への参加を通じた収益の獲得であり、具体的には、電力価格の時間帯による価格差を活用した充放電取引による収益、需給調整力の提供に伴う収益及び容量市場における供給力の提供に伴う収益等であります。

当中間連結会計期間においては、需給調整市場での取引を開始している高圧系統用蓄電所及び匿名組合出資持分の取得に伴い、売上高を計上したものの、これらの取得時期等の影響により、当事業部門の売上高は20百万円、セグメント損失は34百万円となりました。

**（２）財政状態の状況**

**（資産）**

**当中間連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末と比較して26億54百万円増加し、302億81百万円となりました。これは主に、販売用不動産が42億59百万円、前渡金が５億62百万円、未収消費税等が１億63百万円増加し、一方で現金及び預金17億66百万円、営業貸付金が８億６百万円減少したことなどによります。**

**固定資産は、前連結会計年度末と比較して76億62百万円増加し717億22百万円となりました。これは主に、有形固定資産が岩手県や福岡県のアミューズメント施設９物件の新規取得により63億29百万円、長野県及び島根県の蓄電所２件の新規取得により13億33百万円増加し、一方で販売用不動産への振替により25億99百万円減少したことや、無形固定資産が岩手県のアミューズメント施設1物件における借地権の取得により５億50百万円、投資有価証券が22億25百万円増加したことなどによるものです。**

**以上により、当中間連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比較して103億３百万円増加し1,020億３百万円となりました。**

**（負債）**

**当中間連結会計期間末の流動負債は、前連結会計年度末と比較し54億24百万円増加し171億12百万円となりました。これは主に、１年内返済予定の長期借入金が40億79百万円、短期社債が36億10百万円、未払金が８億10百万円増加し、一方で、短期借入金が21億65百万円、未払法人税等が８億17百万円、未払消費税が１億14百万円減少したことなどによります。**

**固定負債は、前連結会計年度末と比較して71億19百万円増加し681億77百万円となりました。これは主に、社債が６億90百万円、転換社債型新株予約権付社債が50億円、長期借入金が10億12百万円、長期預り保証金が４億48百万円増加したことなどによります。**

**以上により、当中間連結会計期間末の負債残高は、前連結会計年度末と比較して125億44百万円増加し852億90百万円となりました。**

**（純資産）**

**当中間連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末と比較して22億40百万円減少し167億13百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純損失２億54百万円、配当により利益剰余金が19億90百万円減少したことなどによります。**

**（３）キャッシュ・フローの状況**

**当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比較して17億66百万円減少し、45億51百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。**

**(営業活動によるキャッシュ・フロー)**

**当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、21億34百万円の支出となりました。これは主に、減価償却費及びその他の償却費７億63百万円、営業貸付金の減少額８億６百万円による増加要因があった一方、税金等調整前中間純損失３億１百万円、販売用不動産の増加額17億57百万円、前渡金の増加額５億62百万円、法人税等の支払額８億42百万円による減少要因があったことなどによるものであります。**

**(投資活動によるキャッシュ・フロー)**

**当中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、98億17百万円の支出となりました。これは主に、預り保証金の受入による収入４億99百万円の増加要因があった一方、有形固定資産の取得による支出69億88百万円、無形固定資産の取得による支出５億54百万円、投資有価証券の取得による支出22億36百万円、貸付けによる支出３億42百万円の減少要因があったことなどによるものであります。**

**(財務活動によるキャッシュ・フロー)**

**当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、101億84百万円の収入となりました。これは主に、社債の発行による収入60億円、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入50億円、長期借入金による収入64億６百万円、匿名組合員からの出資払込による収入４億47百万円の増加要因があった一方、短期借入金の純減21億65百万円、配当金の支払額19億89百万円、社債の償還による支出17億円、長期借入金の返済による支出13億14百万円、匿名組合員への出資払戻による支出４億48百万円の減少要因があったことなどによるものであります。**

**（４）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題**

**当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。**

**（５）研究開発活動**

**該当事項はありません。**

## ３ 【重要な契約等】

**当中間連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。**

**（第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行）**

**当社は、2026年6月29日付の取締役会決議において、第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行（以下「本新株予約権付社債」といいます。）を決議しております。当該本新株予約権付社債の詳細につきましては「第３ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 （２）新株予約権等の状況 ②その他の新株予約権等の状況」をご参照ください。**

# 第３ 【提出会社の状況】

## １ 【株式等の状況】

### （１）【株式の総数等】

#### ① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数（株） |
|---|---|
| 普通株式 | 450,416,472 |
| 計 | 450,416,472 |

#### ② 【発行済株式】

| 種類 | 中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日） | 提出日現在発行数（株）（2026年11月13日） | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 117,416,118 | 117,416,118 | 東京証券取引所スタンダード市場 | 単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 117,416,118 | 117,416,118 | ― | ― |

（注）提出日現在発行数には、2026年11月１日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

### （２）【新株予約権等の状況】

#### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

#### ② 【その他の新株予約権等の状況】

当中間会計期間において発行した新株予約権付社債は、以下のとおりであります。

| 第１回無担保転換社債型新株予約権付社債 | |
|---|---|
| 決議年月日 | 2026年６月29日 |
| 新株予約権の数（個）※ | 40 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※ | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※ | 普通株式　15,290,400 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）※ | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。 |
| 新株予約権の行使期間 ※ | 2027年９月２日～2031年７月15日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※ | 発行価格　327<br>資本組入額　164 |
| 新株予約権の行使の条件 ※ | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※ | 本新株予約権付社債又は本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※ | （注）16 |
| 新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 ※ | 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。 |
| 新株予約権付社債の残高（百万円）※ | 5,000 |

※　新株予約権付社債の発行時（2026年７月15日）における内容を記載しております。

（注）１．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権の行使により交付する株式数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を、その時点で有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、１株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元

株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、１単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた１円未満の端数はこれを切り捨てる。当初転換価額327円に基づく交付株式数は15,290,400株であり、行使後発行済株式数117,416,118株に対する希薄化率は約13.02%である。

２．本新株予約権の行使に際して出資される財産

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債は当該行使により代物弁済により消滅する。

３．当初転換価額

当初転換価額は１株につき金327円とする。

４．転換価額の修正

(1) 転換価額は、2027年９月末日を初回修正日とし、その後６か月ごとの各修正日に、当該修正日の直前１か月間の東証における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の100%に相当する金額へ修正される。ただし、当該修正は下方修正のみとし、上方修正は行わない。

(2) 前号の修正における修正下限価額は、278円とする。

(3) 平均値は小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。修正後転換価額に１円未満の端数が生じる場合は、１円未満を切り上げる。

(4) 本項により転換価額の修正を行う場合、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前の転換価額、修正後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。

５．転換価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 時価（本項第(5)号②に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 上記①乃至④の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\text{（調整前転換価額} - \text{調整後転換価額）} \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第(4)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{１株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「１株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額（金125,000,000円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。１株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

(4) ①「特別配当」とは、2031年7月15日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式１株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第２項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各本社債の金額（金125,000,000円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、2031年7月15日までの間に終了する各事業年度につき、本新株予約権付社債の割当日時点における各本社債の金額（金125,000,000 円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数に18.0を乗じた金額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議のうえ合理的に修正された金額。）を超える場合における当該超過額をいう。

② 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(5) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。

② 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日（東証において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30連続取引日の東証における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。

③ 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本項第(2)号⑤に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に当該株式分割により割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

④ 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が１円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(6) 本項第(1)号及び第(3)号のうち複数の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を

適用して転換価額を調整する。

(7) 本項第(2)号及び第(4)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

① 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③ 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

④ 転換価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(8) 本項により転換価額の調整を行う場合（下限転換価額が調整される場合を含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。

６．本新株予約権を行使することができる期間

2027年９月２日から2031年７月15日までとする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、行使することができない。

７．本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。また、本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数が発行可能株式総数を超過することとなる場合、本新株予約権を行使することはできない。

８．行使請求の方法

本新株予約権の行使を希望する本新株予約権付社債権者は、行使期間内に、行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知する。行使請求は、必要書類が行使請求受付場所に到達し、行使に係る本社債が当社に取得された日に効力を生じる。

９．行使請求受付場所

ＪＡＬＣＯホールディングス株式会社 管理本部

10．払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 田園調布支店

11．期限前償還

(1) 当社に生じた事由による繰上償還

① 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

(ⅰ) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式１株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第５位まで算出し、小数第５位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(ⅱ) (ⅰ)以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる５連続取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該５連続取引日の最終日時点で有

効な転換価額で除して得られた値（小数第５位まで算出し、小数第５位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該５連続取引日において第５項に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該５連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第５項に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本号①に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

② 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本号①及び第②の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号①の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号②に基づく通知が行われた場合には、本号②号の手続が適用される。

③ スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第１項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14銀行営業日目以降30銀行営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(2) 社債権者の選択による繰上償還

① 支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合

② 社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、財務制限条項抵触事由（以下に定義する。）が生じた場合には、それ以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の12銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する

「財務制限条項抵触事由」とは、以下の事由をいう。

当社の2027年３月期以降の単体の通期の損益計算書に記載される経常損益が２期連続して損失となった場合、又は、当社の2027年３月期以降の各事業年度末日における単体の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前事業年度末日における単体の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合

③ 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の12銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第１項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して６か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

12．担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第２条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第１項第３号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。

13．期限の利益喪失

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

(1) 当社が本新株予約権付社債権者との間で本新株予約権付社債の買取りに関して締結した契約の重要な事項に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。

(2) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。但し、当該社債の金額（邦貨換算後）が100,000,000円を超えない場合は、この限りでない。

(3) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が100,000,000円を超えない場合は、この限りでない。

(4) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

(5) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

14．譲渡制限

本新株予約権付社債又は本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要する。

15．資本金及び資本準備金の増加額

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる

場合はその端数を切り上げる。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を控除した額とする。

16．当社による組織再編行為の場合の承継会社等による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項第(1)号乃至第(8)号に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は本要項に定められる修正及び調整と同様の修正及び調整に服する。

① 合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権１個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、第６項に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、第６項に準ずる制限に服する。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

第７項に準じて決定する。

(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げる。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を控除した額とする。

17．会社法等の改正への対応

会社法その他の法令又は金融商品取引所規則の改正その他必要な事由が生じた場合、当社は、本要項の趣旨に従い、必要な読替えその他の措置を講じる。

18．その他

本要項に定めのない事項については、本契約、会社法、金融商品取引法その他関係法令及び金融商品取引

所規則の定めに従う。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数（株） | 発行済株式総数残高（株） | 資本金増減額（千円） | 資本金残高（千円） | 資本準備金増減額（千円） | 資本準備金残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2026年４月１日～2026年９月30日 | ― | 117,416,118 | ― | 7,370,068 | ― | 6,488,976 |

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数（千株） | 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|---|---|---|
| 田辺　順一 | 東京都豊島区 | 17,870 | 16.16 |
| カタリスト株式会社 | 東京都豊島区長崎6-22-2 | 17,594 | 15.91 |
| 株式会社楽珠美 | 東京都渋谷区神宮前5-51-6 | 5,000 | 4.52 |
| 株式会社悠晴 | 東京都立川市錦町2-3-28 | 4,795 | 4.34 |
| 株式会社スプラウト | 東京都千代田区外神田2-4-4 | 4,000 | 3.62 |
| 杉山　昌子 | 千葉県松戸市 | 3,330 | 3.01 |
| 金　恵 | 東京都江東区 | 3,278 | 2.96 |
| 株式会社ウォーターフィールド | 東京都渋谷区恵比寿3-16-10 | 2,951 | 2.67 |
| 株式会社中原商事 | 福島県郡山市大町1-1-8 | 2,800 | 2.53 |
| 岩見　哲也 | 東京都日野市 | 2,085 | 1.89 |
| 計 | ― | 63,704 | 57.62 |

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

| 区分 | 株式数（株） | 議決権の数（個） | 内容 |
|---|---|---|---|
| 無議決権株式 | ― | ― | ― |
| 議決権制限株式（自己株式等） | ― | ― | ― |
| 議決権制限株式（その他） | ― | ― | ― |
| 完全議決権株式（自己株式等） | （自己保有株式）<br>普通株式<br>6,848,300 | ― | ― |
| 完全議決権株式（その他） | 普通株式<br>110,540,000 | 1,105,400 | ― |
| 単元未満株式 | 普通株式<br>27,818 | ― | ― |
| 発行済株式総数 | 117,416,118 | ― | ― |
| 総株主の議決権 | ― | 1,105,400 | ― |

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数（株） | 他人名義所有株式数（株） | 所有株式数の合計（株） | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%） |
|---|---|---|---|---|---|
| （自己保有株式）<br>JALCOホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋二丁目16番11号 | 6,848,300 | ― | 6,848,300 | 5.83 |
| 計 | ― | 6,848,300 | ― | 6,848,300 | 5.83 |

## ２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員の異動はありません。

# 第４ 【経理の状況】

## １．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

## ２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、アルファ監査法人による期中レビューを受けております。

# 1 【中間連結財務諸表】

## （1）【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

| | 前連結会計年度<br>(2026年３月31日) | 当中間連結会計期間<br>(2026年９月30日) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 7,052,808 | 5,286,733 |
| 信託預金 | 2 | 1,064 |
| 営業未収収益 | 43,915 | 29,093 |
| 営業未収入金 | 195,662 | 274,028 |
| 営業貸付金 | 3,238,858 | 2,432,208 |
| 短期貸付金 | ― | 76,000 |
| 販売用不動産 | 14,429,554 | 18,689,444 |
| 仕掛販売用不動産 | 1,453,000 | 1,453,000 |
| 前渡金 | 1,139,115 | 1,701,357 |
| 未収収益 | 2,223 | 1,923 |
| 未収入金 | 6,476 | 2,577 |
| 未収消費税等 | ― | 163,461 |
| 未収還付法人税等 | 702 | 1,127 |
| その他 | 87,629 | 192,811 |
| 貸倒引当金 | △23,760 | △23,760 |
| 流動資産合計 | 27,626,188 | 30,281,073 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | 19,560,631 | 21,104,793 |
| 機械装置及び運搬具（純額） | ― | 1,306,665 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 8,341 | 6,859 |
| 土地 | 40,758,307 | 42,372,564 |
| 有形固定資産合計 | 60,327,280 | 64,790,883 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 1,299,079 | 1,262,825 |
| 借地権 | 4,252 | 554,852 |
| 電話加入権 | 284 | 284 |
| ソフトウエア | 36,220 | 32,945 |
| 無形固定資産合計 | 1,339,835 | 1,850,907 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 663,530 | 2,889,114 |
| 長期貸付金 | 294,000 | 553,400 |
| 破産更生債権等 | 171,730 | 171,730 |
| 長期未収入金 | 370,551 | 368,551 |
| 差入保証金 | 235,917 | 373,198 |
| 長期前払費用 | 380,046 | 384,796 |
| 繰延税金資産 | 275,532 | 339,170 |
| その他 | 471,575 | 499,114 |
| 貸倒引当金 | △469,482 | △498,281 |
| 投資その他の資産合計 | 2,393,401 | 5,080,793 |
| 固定資産合計 | 64,060,517 | 71,722,584 |
| 繰延資産 | | |
| 創立費 | 491 | ― |
| 開業費 | 12,607 | ― |
| 繰延資産合計 | 13,099 | ― |
| 資産合計 | 91,699,806 | 102,003,657 |

（単位：千円）

| | 前連結会計年度<br>(2026年３月31日) | 当中間連結会計期間<br>(2026年９月30日) |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 短期社債 | 600,000 | 4,210,000 |
| 短期借入金 | 5,775,602 | 3,610,504 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 2,459,408 | 6,539,405 |
| 未払金 | 165,826 | 976,809 |
| 未払費用 | 229,266 | 153,144 |
| 未払法人税等 | 904,738 | 87,123 |
| 未払消費税等 | 126,079 | 11,649 |
| 前受金 | 348,532 | 423,382 |
| 預り金 | 13,085 | 17,271 |
| 匿名組合預り金 | 1,065,102 | 1,082,883 |
| 流動負債合計 | 11,687,641 | 17,112,173 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 2,310,000 | 3,000,000 |
| 転換社債型新株予約権付社債 | ― | 5,000,000 |
| 長期借入金 | 52,787,199 | 53,799,487 |
| 長期預り保証金 | 3,352,229 | 3,801,162 |
| 資産除去債務 | 27,800 | 27,884 |
| 繰延税金負債 | 2,581,065 | 2,549,415 |
| 固定負債合計 | 61,058,294 | 68,177,949 |
| 負債合計 | 72,745,935 | 85,290,123 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 7,370,068 | 7,370,068 |
| 資本剰余金 | 8,533,308 | 8,533,308 |
| 利益剰余金 | 4,357,735 | 2,112,973 |
| 自己株式 | △1,287,127 | △1,287,127 |
| 株主資本合計 | 18,973,985 | 16,729,224 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △60,454 | △56,027 |
| その他の包括利益累計額合計 | △60,454 | △56,027 |
| 新株予約権 | 40,338 | 40,338 |
| 純資産合計 | 18,953,870 | 16,713,534 |
| 負債純資産合計 | 91,699,806 | 102,003,657 |

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

| | 前中間連結会計期間<br>(自 2025年４月１日<br>至 2025年９月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自 2026年４月１日<br>至 2026年９月30日) |
|---|---|---|
| 売上高 | 5,445,593 | 3,003,523 |
| 売上原価 | 3,604,731 | 1,216,226 |
| 売上総利益 | 1,840,862 | 1,787,297 |
| 販売費及び一般管理費 | ※ 557,136 | ※ 611,283 |
| 営業利益 | 1,283,725 | 1,176,013 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 3,303 | 8,485 |
| 受取配当金 | 10,295 | 13,771 |
| 為替差益 | 237 | － |
| 受取賃貸料 | 3,300 | 3,300 |
| 投資有価証券評価益 | 9,688 | 9,329 |
| 貸倒引当金戻入額 | － | 2,000 |
| その他 | 6,697 | 11,377 |
| 営業外収益合計 | 33,523 | 48,264 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 842,406 | 1,322,220 |
| 社債利息 | 75,172 | 95,984 |
| 賃貸不動産経費 | 613 | 608 |
| 貸倒引当金繰入額 | 284 | － |
| 借入手数料 | 106,670 | 30,774 |
| 為替差損 | － | 1,829 |
| その他 | 1,905 | 13,125 |
| 営業外費用合計 | 1,027,053 | 1,464,544 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 290,195 | △240,265 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 153,981 | － |
| 特別利益合計 | 153,981 | － |
| 特別損失 | | |
| 貸倒引当金繰入額 | － | 30,800 |
| 特別損失合計 | － | 30,800 |
| 匿名組合損益分配前税金等調整前中間純利益又は純損失（△） | 444,176 | △271,065 |
| 匿名組合損益分配額 | 28,373 | 30,213 |
| 税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△） | 415,803 | △301,279 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 208,385 | 48,551 |
| 法人税等調整額 | △71,317 | △95,288 |
| 法人税等合計 | 137,068 | △46,736 |
| 中間純利益又は中間純損失（△） | 278,735 | △254,542 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△） | 278,735 | △254,542 |

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

| | 前中間連結会計期間<br>(自 2025年４月１日<br>至 2025年９月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自 2026年４月１日<br>至 2026年９月30日) |
|---|---|---|
| 中間純利益又は中間純損失（△） | 278,735 | △254,542 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 18,637 | 4,426 |
| その他の包括利益合計 | 18,637 | 4,426 |
| 中間包括利益 | 297,372 | △250,116 |
| （内訳） | | |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | 297,372 | △250,116 |

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前中間連結会計期間<br>(自 2025年４月１日<br>至 2025年９月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自 2026年４月１日<br>至 2026年９月30日) |
|---|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△） | 415,803 | △301,279 |
| 減価償却費及びその他の償却費 | 612,428 | 763,440 |
| 匿名組合損益分配額 | 28,373 | 30,213 |
| 為替差損益（△は益） | △237 | 1,829 |
| 有形固定資産売却損益（△は益） | △153,981 | － |
| 投資有価証券評価損益（△は益） | △9,688 | △9,329 |
| 貸倒引当金繰入額 | 284 | 30,800 |
| 貸倒引当金戻入額 | － | △2,000 |
| 受取利息及び受取配当金 | △13,598 | △22,257 |
| 支払利息 | 917,579 | 1,418,205 |
| 借入手数料 | 106,670 | 30,774 |
| 信託預金の増減額（△は増加） | △1,064 | △1,062 |
| 売上債権の増減額（△は増加） | 72,906 | △63,544 |
| 営業貸付金の増減額（△は増加） | △2,242,640 | 806,649 |
| 販売用不動産の増減額（△は増加） | 2,578,306 | △1,757,423 |
| 仕掛販売用不動産の増減額（△は増加） | △50,000 | － |
| 未収消費税等の増減額（△は増加） | 618,206 | △99,961 |
| 未払費用の増減額（△は減少） | 77,000 | △19,535 |
| 未払消費税等の増減額（△は減少） | 70,687 | △114,429 |
| 未払事業税等の増減額（△は減少） | 18,223 | △24,131 |
| 前渡金の増減額（△は増加） | △564,366 | △562,242 |
| 前払費用の増減額（△は増加） | △29,361 | △85,438 |
| 前受金の増減額（△は減少） | △132,400 | 74,849 |
| 未払金の増減額（△は減少） | △7,433 | 70,393 |
| 預り金の増減額（△は減少） | △2,005 | 4,186 |
| 長期前払費用の増減額（△は増加） | － | 29,956 |
| 長期預り保証金の増減額（△は減少） | － | △20,772 |
| その他 | △3,724 | △3,645 |
| 小計 | 2,305,969 | 174,245 |
| 利息及び配当金の受取額 | 15,110 | 22,540 |
| 利息の支払額 | △966,973 | △1,488,026 |
| 法人税等の還付額 | 345,928 | － |
| 法人税等の支払額 | △74,511 | △842,905 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 1,625,523 | △2,134,145 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の払戻による収入 | 13,200 | － |
| 定期預金の預入による支出 | △21,881 | △22,311 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 1,080,032 | － |
| 有形固定資産の取得による支出 | △4,108,074 | △6,988,077 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △11,051 | △554,980 |
| 繰延資産の取得による支出 | △15,411 | － |
| 預り保証金の受入による収入 | － | 499,753 |
| 預り保証金の返還による支出 | △83,823 | △30,048 |
| 差入保証金の差入による支出 | △22,328 | △137,381 |
| 投資有価証券の取得による支出 | △43,395 | △2,236,397 |
| 貸付けによる支出 | △100,000 | △342,000 |
| 長期前払費用の取得による支出 | － | △31,250 |
| 貸付金の回収による収入 | 106,600 | 6,600 |
| 出資金の払込による支出 | △8,000 | － |
| その他 | 7,051 | 18,634 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △3,207,082 | △9,817,458 |

（単位：千円）

| | 前中間連結会計期間<br>(自 2025年４月１日<br>至 2025年９月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自 2026年４月１日<br>至 2026年９月30日) |
|---|---|---|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額（△は減少） | 3,731,000 | △2,165,098 |
| 長期借入れによる収入 | 8,560,000 | 6,406,800 |
| 長期借入金の返済による支出 | △8,918,346 | △1,314,514 |
| 社債の発行による収入 | － | 6,000,000 |
| 社債の償還による支出 | △72,338 | △1,700,000 |
| 転換社債型新株予約権付社債の発行による収入 | － | 5,000,000 |
| 借入手数料の支払額 | － | △40,500 |
| 匿名組合員からの出資払込による収入 | 500,000 | 447,300 |
| 匿名組合員への出資払戻による支出 | △800,000 | △448,300 |
| 匿名組合員への分配金 | △26,130 | △11,432 |
| 自己株式の取得による支出 | △40 | － |
| 配当金の支払額 | △1,985,963 | △1,989,432 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 988,180 | 10,184,821 |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | △593,379 | △1,766,782 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 3,182,967 | 6,318,444 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ※ 2,589,588 | ※ 4,551,661 |

**【注記事項】**

**(中間連結損益計算書関係)**

**※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。**

| | 前中間連結会計期間<br>(自 2025年４月１日<br>至 2025年９月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自 2026年４月１日<br>至 2026年９月30日) |
|---|---|---|
| 租税公課 | 120,906千円 | 110,008千円 |
| 支払手数料 | 69,975千円 | 90,757千円 |
| 給料及び手当 | 104,111千円 | 126,779千円 |
| 役員報酬 | 68,460千円 | 69,360千円 |
| 交際費 | 51,258千円 | 64,863千円 |

**(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)**

**※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。**

| | 前中間連結会計期間<br>(自 2025年４月１日<br>至 2025年９月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自 2026年４月１日<br>至 2026年９月30日) |
|---|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 3,365,833千円 | 5,286,733千円 |
| 預入期間が３か月を超える定期預金 | △776,244千円 | △735,071千円 |
| 現金及び現金同等物 | 2,589,588千円 | 4,551,661千円 |

**(株主資本等関係)**

**Ⅰ 前中間連結会計期間(自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)**

**１．配当に関する事項**

**①配当金支払額**

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | １株当たり<br>配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2025年２月14日<br>取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,986,666 | 18.00 | 2025年３月31日 | 2025年６月９日 |

**②基準日が中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの**

該当事項はありません。

**２．株主資本の金額の著しい変動**

該当事項はありません。

**Ⅱ 当中間連結会計期間(自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)**

**１．配当に関する事項**

**①配当金支払額**

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | １株当たり<br>配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2026年３月26日<br>取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,990,218 | 18.00 | 2026年３月31日 | 2026年６月８日 |

**②基準日が中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの**

該当事項はありません。

**２．株主資本の金額の著しい変動**

該当事項はありません。

**（セグメント情報等）**

**【セグメント情報】**

**Ⅰ　前中間連結会計期間（自 2025年４月１日　至 2025年９月30日）**

**１．報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報**

**（単位：千円）**

| | 報告セグメント | | | | | その他（注）1 | 合計 | 調整額（注）2 | 中間連結損益計算書計上額（注）3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貸金事業 | 不動産事業 | M&Aコンサルティング事業 | エネルギー事業 | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 103,227 | 5,342,241 | － | － | 5,445,468 | 125 | 5,445,593 | － | 5,445,593 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 計 | 103,227 | 5,342,241 | － | － | 5,445,468 | 125 | 5,445,593 | － | 5,445,593 |
| セグメント営業利益又は損失（△） | 64,181 | 1,562,079 | △55,445 | － | 1,570,814 | △1,077 | 1,569,737 | △286,011 | 1,283,725 |
| 直接帰属金融費用 | － | △731,778 | － | － | △731,778 | － | △731,778 | | |
| その他の直接帰属営業外損益 | － | 509 | － | － | 509 | － | 509 | | |
| 共通営業外損益等配賦前経常利益又は損失（△） | 64,181 | 830,810 | △55,445 | － | 839,545 | △1,077 | 838,467 | | |
| 共通営業外損益等配賦額 | △18,635 | △143,578 | △43,120 | － | △205,334 | － | △205,334 | | |
| セグメント利益又は損失（△） | 45,545 | 687,231 | △98,566 | － | 634,210 | △1,077 | 633,133 | △342,938 | 290,195 |

（注）１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電子部品のブランド使用料であります。

２．セグメント営業利益又は損失(△)の調整額△286,011千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用の一般管理費であります。また、セグメント利益又は損失(△)の調整額△342,938千円は、各報告セグメントに配分していない一般管理費、営業外収益及び営業外費用であります。

３．セグメント営業利益又は損失(△)は中間連結損益計算書の営業利益と、セグメント利益又は損失(△)は中間連結損益計算書の経常利益とそれぞれ調整を行っております。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自 2026年４月１日　至 2026年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

（単位：千円）

| | 報告セグメント | | | | | その他（注）１ | 合計 | 調整額（注）２ | 中間連結損益計算書計上額（注）３ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貸金事業 | 不動産事業 | M&Aコンサルティング事業 | エネルギー事業 | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 135,577 | 2,847,475 | － | 20,372 | 3,003,425 | 98 | 3,003,523 | － | 3,003,523 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 計 | 135,577 | 2,847,475 | － | 20,372 | 3,003,425 | 98 | 3,003,523 | － | 3,003,523 |
| セグメント営業利益又は損失（△） | 99,920 | 1,467,092 | △36,649 | △29,682 | 1,500,681 | 97 | 1,500,778 | △324,765 | 1,176,013 |
| 直接帰属金融費用 | － | △1,041,046 | － | △4,401 | △1,045,448 | － | △1,045,448 | | |
| その他の直接帰属営業外損益 | － | 6,206 | － | － | 6,206 | － | 6,206 | | |
| 共通営業外損益等配賦前経常利益又は損失（△） | 99,920 | 432,251 | △36,649 | △34,084 | 461,438 | 97 | 461,536 | | |
| 共通営業外損益等配賦額 | △27,012 | △204,465 | △44,420 | － | △275,898 | △4 | △275,902 | | |
| セグメント利益又は損失（△） | 72,908 | 227,786 | △81,069 | △34,084 | 185,540 | 92 | 185,633 | △425,899 | △240,265 |

（注）１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電子部品のブランド使用料であります。
２．セグメント営業利益又は損失(△)の調整額△324,765千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用の一般管理費であります。また、セグメント利益又は損失(△)の調整額△425,899千円は、各報告セグメントに配分していない一般管理費、営業外収益及び営業外費用であります。
３．セグメント営業利益又は損失(△)は中間連結損益計算書の営業利益と、セグメント利益又は損失(△)は中間連結損益計算書の経常損失とそれぞれ調整を行っております。

２．報告セグメントの変更等に関する事項

従来、当社グループの報告セグメントは、「貸金事業」、「不動産事業」及び「M&Aコンサルティング事業」の３区分としておりましたが、前連結会計年度より新たに開始した系統用蓄電池等を取り扱う「エネルギー事業」について、当連結会計年度より収益の計上が本格化することを踏まえ、当中間連結会計期間より報告セグメントに追加しております。

また、各報告セグメントの収益性をより適切に表示するため、前連結会計年度末より支払利息の配分方法を変更するとともに、当中間連結会計期間より人件費の配分方法を変更しております。あわせて、各報告セグメントの利益構造をより明確に表示するため、セグメント利益を段階的に表示する方法へ変更しております。

なお、前中間連結会計期間におきましても、同様の方法を用いて算出したセグメント利益に組み替えております。

**（収益認識関係）**

**顧客との契約から生じる収益を分解した情報**

**前中間連結会計期間（自 2025年４月１日　至 2025年９月30日）**

**（単位：千円）**

| | 報告セグメント | | | | | その他（注）１ | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貸金事業 | 不動産事業 | M&Aコンサルティング事業 | エネルギー事業 | 計 | | |
| 不動産販売等 | － | 3,015,907 | － | － | 3,015,907 | － | 3,015,907 |
| 成功報酬 | － | － | － | － | － | － | － |
| 電力販売等 | － | － | － | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － | － | 125 | 125 |
| 顧客との契約から生じる収益 | － | 3,015,907 | － | － | 3,015,907 | 125 | 3,016,033 |
| その他の収益（注）２ | 103,227 | 2,326,333 | － | － | 2,429,560 | － | 2,429,560 |
| 外部顧客への売上高 | 103,227 | 5,342,241 | － | － | 5,445,468 | 125 | 5,445,593 |

（注）１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電子部品のブランド使用料であります。

２．その他の収益には、リース取引に関する会計基準及び金融商品に関する会計基準で認識される収益が含まれております。

**当中間連結会計期間（自 2026年４月１日　至 2026年９月30日）**

**（単位：千円）**

| | 報告セグメント | | | | | その他（注）１ | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貸金事業 | 不動産事業 | M&Aコンサルティング事業 | エネルギー事業 | 計 | | |
| 不動産販売等 | － | 25,484 | － | － | 25,484 | － | 25,484 |
| 成功報酬 | － | － | － | － | － | － | － |
| 電力販売等 | － | － | － | 20,372 | 20,372 | － | 20,372 |
| その他 | － | － | － | － | － | 98 | 98 |
| 顧客との契約から生じる収益 | － | 25,484 | － | 20,372 | 45,856 | 98 | 45,954 |
| その他の収益（注）２ | 135,577 | 2,821,991 | － | － | 2,957,569 | － | 2,957,569 |
| 外部顧客への売上高 | 135,577 | 2,847,475 | － | 20,372 | 3,003,425 | 98 | 3,003,523 |

（注）１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電子部品のブランド使用料であります。

２．その他の収益には、リース取引に関する会計基準及び金融商品に関する会計基準で認識される収益が含まれております。

３．当中間連結会計期間において報告セグメントを変更しております。詳細は、「第４　経理の状況　１中間連結財務諸表　注記事項（セグメント情報等）　セグメント情報」の「２．報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおりであります。

**（１株当たり情報）**

**１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。**

| | 前中間連結会計期間<br>（自　2025年４月１日<br>至　2025年９月30日） | 当中間連結会計期間<br>（自　2026年４月１日<br>至　2026年９月30日） |
|---|---|---|
| １株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失（△） | ２円53銭 | △２円30銭 |
| （算定上の基礎） | | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）（千円） | 278,735 | △254,542 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | ― | ― |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失（△）（千円） | 278,735 | △254,542 |
| 普通株式の期中平均株式数（千株） | 110,370 | 110,567 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | ― | ― |

**（注）前中間連結会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。当中間連結会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。**

**（追加情報）**

**（固定資産から販売用不動産への振替）**

**当中間連結会計期間において、賃貸用不動産として保有していた有形固定資産のうち土地2,599,306千円を保有目的の変更により、販売用不動産に振替えております。**

## ２ 【その他】

**該当事項はありません。**

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

**該当事項はありません。**

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

JALCOホールディングス株式会社
取締役会　御中

アルファ監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　奥津　泰彦

指定社員
業務執行社員　公認会計士　磯　巧

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているJALCOホールディングス株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JALCOホールディングス株式会社及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められてい

**る。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

**監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。**

**監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。**

**利害関係**

**会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　上**

---

**（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。**
**２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。**